



---

# 青白合同 決算講習会

令和7年12月13日

三谷税理士・社労士・行政書士事務所  
有限会社プラス経営

税理士・社会保険労務士 三谷太郎

〒998-0863 山形県酒田市日の出町2-38-10  
TEL : 0234-23-7810 FAX : 0234-23-7842  
URL : <http://www.purasu.net>



# 記帳から申告までの流れ



日々の取引を複式簿記に基づく会計帳簿もしくは簡易帳簿にて記帳・集計

「青色申告決算書」もしくは「収支内訳書」を作成するため、在庫の棚卸しや減価償却、未収計上や未払計上など決算での論点を整理

青色申告決算書や収支内訳書をもとに、かつ、その他の所得や医療費控除などの所得控除を集計し確定申告



# MEMO



The screenshot shows the homepage of the e-Tax website for individual users. The top navigation bar includes links for '個人の方' (Individual), '法人の方' (Business), '電子納税' (Electronic Tax Payment), 'お知らせ' (Announcements), '利用可能時間' (Available Time), and '各ソフト・コーナー' (Various Software Corner). A search icon and a 'ログイン' (Login) button are also present. Below the navigation, a green banner reads '個人でご利用の方' (For Individual Use). It features two options: '確定申告を行う' (File Declaration) and 'その他の手続' (Other Procedures). A large blue speech bubble on the right side of the page contains the text: 'おすすめは国税庁の「e-Tax」決算書、所得税と消費税の申告書も作成できる' (Recommended is the e-Tax service provided by the Ministry of Finance. You can also create declaration forms for final accounts, income tax, and consumption tax).



This screenshot shows the 'Declaration Form Creation Corner' section of the e-Tax website. It includes a sidebar with 'お知らせ' (Announcements) and '申告書等を作成する' (Create Declaration Forms). Two main buttons are shown: '作成開始' (Start Creation) and '保存データを利用して作成' (Create using saved data). To the right, there's a detailed description of the process, mentioning the download of tax calculation software and the use of medical expense and deduction data. A green button at the bottom right of this section says '確定申告書等の作成はこちら' (Click here to create declaration forms). Below this, a purple note titled '※ご注意' (Please Note) cautions about the use of the corner if declaration forms are already filed.

# 押なつの廃止について

## 令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

### 申告書等の正本（提出用）の提出について

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません。

書面申告等における申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いいたします。

申告書等の控えへ收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を收受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。

郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても、窓口での收受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送いたします。

# 押なつの廃止について

## 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について

申告書等の控えの収受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

なお、個人の方による所得税申告書等の情報の確認方法については、「[申告書等の情報の取得について](#)」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

### ○ e-Taxによる申告・申請手続

申告・申請手続は、e-Taxで行うことができます。

e-Taxで申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知では、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。

また、受信通知から電子申請等証明書の交付を請求することもできます。

なお、個人の利用者が受信通知の内容を確認する場合、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です。

受信通知の確認方法については、「[e-Taxを利用して申告等データを送信した場合、税務署の受付日時等はどのように確認できますか。](#)」（e-Taxホームページ）をご覧ください。

### ○ 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。

なお、利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。

申告書等情報取得サービスについては、「[申告書等情報取得サービス](#)」（e-Taxホームページ）をご覧ください。

# 青色申告による主な特典

青のみ

## 青色申告特別控除

青色申告者で、取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則により記帳し、貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付する場合には、最高65万円又は55万円を控除することができます。

なお、65万円の青色申告特別控除を適用するためには、①e-Taxによる電子申告又は②会計ソフトによる電子帳簿保存を行うことが必要となります。

正規の簿記の原則による記帳ではなく、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

# 青色申告による主な特典

青のみ

青色事業専従者給与

原則…生計一親族への給与は必要経費の対象外  
特例…以下の場合は特別な取り扱いあり

## ①控除額

実際に専従者へ支払った金額

## ②適用要件（以下のすべてに該当する者）

- ・事業主と生計を一にしている配偶者や親族
- ・その年の12/31で15歳以上
- ・年間6月超の期間、事業に専ら従事

## ③その他

- ・「青色事業専従者給与に関する届出書」を一定の期限まで税務署に提出する必要あり
- ・仕事の内容や従事の程度等に照らして相当であると認められる金額であること

# 白色申告による主な特典

白のみ

## 事業専従者控除

原則…生計一親族への給与は必要経費の対象外

特例…以下の場合は特別な取り扱いあり

### ①控除額

次のイまたはロの金額のいずれか低い金額

イ 事業専従者が事業主の配偶者であれば86万円、

配偶者でなければ専従者一人につき50万円

ロ この控除をする前の農業所得の金額を専従者の  
数に1を足した数で割った金額

### ②適用要件（以下のすべてに該当する者）

- ・事業主と生計を一にしている配偶者や親族
- ・その年の12/31で15歳以上
- ・年間6月超の期間、事業に専ら従事

# 青色申告による主な特典

青のみ

中小企業投資促進税制

新品:取得価額160万円以上の機械装置を取得した場合

①特別償却…普通償却とは別枠で30%を計上できる  
例)  $3,200,000\text{円} \times 30\% = 960,000\text{円}$ の特別償却

当年度で全額計上OK、次年度に限り繰越も可能

②税額控除…取得価額の7%の所得税控除ができる  
例)  $3,200,000\text{円} \times 7\% = 224,000\text{円}$ の税額控除

ただし、その年の事業所得税額の20%が上限  
控除不足の場合は、次年度に限り繰越できる

- ・補助金をもらった場合はこれを控除した金額で判定
- ・特別償却は早期に費用化なるだけ（減価償却は取得価額以上にはならない）
- ・いずれか適用をする旨の明細書を添付すること

# 青色申告による主な特典

青のみ

農業経営基盤強化準備金

認定農業者など所定の要件を満たす個人が経営所得安定対策等の交付金を受け、かつ、青色申告により申告を行う場合には、農業経営基盤強化準備金を積み立てることにより、個人の必要経費に算入できます。

さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた農業経営基盤強化準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の建物・機械等を取得した場合、圧縮記帳できます。

# 青色申告による主な特典

青のみ

賃上げ促進税制

雇用者の給与（親族は対象外）が前年に比べて一定割合増加した場合には、増加額に対して税額控除あり

- ・適用要件

A…当年の給与支給額 B…前年の給与支給額

①  $(A - B) \div B \times 100$  が1.5%以上の場合

⇒  $(A - B) \times 15\%$  相当額

②  $(A - B) \div B \times 100$  が2.5%以上の場合

⇒  $(A - B) \times 30\%$  相当額

- ・計算例

A : 1,860,000円 B : 1,500,000円

$(A - B) \div B \times 100 = 24.0\% > 2.5\%$

$(A - B) \times 30\% = 108,000\text{円}$  の税額控除

# 青色申告による主な特典

青のみ

## 純損失の繰越しと繰戻し

事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたりて、順次各年分の所得金額から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して差し引き、前年分の所得税額の還付を受けることができます（純損失の繰戻し）。

実際の計算は確定申告の際に行います。

# 減価償却資産の取扱い

償却方法	取得価額	適用対象者	必要経費	売却益
(原則) 定額法	10万円以上	白 青	耐用年数で 減価償却	総合 譲渡所得
(特例1) 少額資産	10万円未満	白 青	その年 一括費用	農業所得
(特例2) 一括償却	20万円未満	白 青	3年 均等償却	農業所得
(特例3) 即時償却	30万円未満	青のみ	その年 一括費用	総合 譲渡所得